

議員提出第12号議案

島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

1 提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報の保護に関する法律が改正され、議会は同法の適用除外となるため、議会における個人情報の保護に関する条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 議会における個人情報の適正な取扱いに関する事項を定め、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とすること。
- (2) 議会の保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずること。
- (3) 個人情報の保有は事務遂行に必要な場合に限定し、利用目的をできる限り特定しなければならないこと。
- (4) 書面に記録された個人情報を取得する際は、本人に対する利用目的を明示しなければならないこと。
- (5) 違法、不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのある個人情報の利用や、偽りその他不正な手段による個人情報取得をしてはならないこと。
- (6) 保有個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理措置を講ずること。
- (7) 従事者は業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で利用をしてはならないこと。
- (8) 保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の安全確保に係る事態が発生したときは、本人に通知しなければならないこと。
- (9) 利用目的以外での情報の利用や提供をしてはならないこと。
- (10) 保有個人情報の提供を受ける者に対し、適切な管理のための措置

を要求すること。

(11) 第三者に個人関連情報の提供をする場合、適切な管理のための措置を要求すること。

(12) 仮名加工情報を第三者に提供してはならないこと。

(13) 仮名加工情報の漏えい防止その他安全管理のため適切な措置を講じなければならないこと。

(14) 仮名加工情報の取扱いに当たり、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するため、削除情報等を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならないこと。

(15) 匿名加工情報の取扱いに当たり、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは加工方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならないこと。

(16) 匿名加工情報の漏えい防止その他安全管理のため適切な措置を講じなければならないこと。

(17) 議会が保有する個人情報ファイルについて、個人情報ファイルの名称や利用目的等を記載した帳簿を作成し、公表しなければならないこと。

(18) 議会が個人情報を取り扱う事務について、個人情報取扱事務の名称等を記載した個人情報取扱事務登録簿を備え付けなければならないこと。

(19) 何人も、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができること。

(20) 開示請求があったときは、条例に定める不開示情報を除き、開示請求者に開示すること。

(21) 開示決定等の期限は30日以内（事務処理上困難その他正当な理由があるときは30日以内に限り延長可）とすること。

(22) 開示請求に係る写しの作成及び送付に要する費用は請求者の負担とすること。

- (23) 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、訂正を請求することができること。
- (24) 訂正請求に理由があると認めるときは、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正すること。
- (25) 何人も、自己を本人とする保有個人情報が条例の規定に違反して保有又は利用若しくは提供されていると思料するときは、利用の停止又は消去若しくは提供の停止を請求することができること。
- (26) 利用停止請求に理由があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で利用情報の取扱いに係る義務について定めること。
- (27) 開示決定等について審査請求があったときは、島根県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないこと。
- (28) 個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないこと。
- (29) 個人情報の適正な取扱いに関し、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるときは、島根県情報公開・個人情報保護審査会に諮問できること。
- (30) 毎年度、この条例の施行の状況をとりまとめ、概要を公表すること。
- (31) 正当な理由なく個人情報ファイルを提供したときは2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処すること。
- (32) 不正な利益を図る目的で情報を提供、盗用したときは1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すること。
- (33) 職員が職務の用と異なる目的で個人の秘密文書を収集したときは1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すること。
- (34) 不正な手段により個人情報の開示を受けた者は5万円以下の過料に処すること。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。